

北名古屋市職員措置請求の監査結果

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、六ツ師大島地区の開発行為に伴う土地の処分に係る北名古屋市職員措置請求書が提出された。

第1 監査の請求

1 請求人

住所 北名古屋市

氏名 ○○ ○○

2 請求書の提出日

平成31年1月8日

3 請求の内容 (原文のまま記載)

北名古屋市長は北名古屋市六ツ師大島地区の開発者「○○○○」と、去る平成30年12月3日に区域内に生じた下記公有財産(土地)の一部281.64㎡を8,945,731円で譲渡した。

公有財産の内訳

廃道路敷 709.66㎡

廃水路敷 328.48㎡ (281.64㎡+46.84㎡)

問題は、残る廃道路敷709.66㎡と廃水路敷328.48㎡の一部(46.84㎡)の処分についてであります。

道路を管理する担当部局の説明によれば公有財産の残り756.50㎡を開発行為により拡幅となる道路敷に充てるべく今後交換などの手法により無償で処分することです。しかし、そもそもこの開発に伴う道路計画は、愛知県開発許可技術基準や行政指導に基づき開発者自らが整備するものとして作成されたものであり、またこれに対し道路管理者が都市計画法第32条により同意し県の許可を受けたものであります。

開発許可を受けた公共施設の用に供する土地の帰属については、都市計画法第40条第2項においてその管理者に帰属する旨が明記されています。

たまたま公有財産があるからと言って、こうした任意の開発を行う特定の者に対し公有財産を無償で提供するということは利益供与に他ならず背任行為に匹敵すると思います。

不要となる公有財産は全て適正に処分し、市会計に入れるべきと思います。

公正なる監査を実施していただき、住民に不利益(損金24,028,709円)をもたらすことのないよう措置されたく請求いたします。

4 事実証明 損金計算書

第2 請求の受理

本件措置請求は、地方自治法第242条第1項の所定の要件を具備するものと認め、平成31年1月17日に、平成31年1月8日付けで受理することを決定した。

第3 監査の実施

1 請求人の陳述

平成31年2月1日に地方自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人からの請求の要旨を補足するために陳述を聴取した。なお、事実証明の追加はなかった。

2 監査対象事項

本件監査請求の内容及び陳述等から、監査対象事項を次のとおりとし、監査を実施した。

- (1) 廃止した道路、水路の付け替えに係る都市計画法第40条第1項及び第2項の違法性について
- (2) 公有財産（道路）を交換などの手法により、無償で処分することによる北名古屋市の損害について

3 監査対象部局

建設部施設管理課を監査対象部局とし、関係職員から事情聴取及び関係書類の調査を行った。また、企業対策課へ関連資料の提出を求めた。なお、市長から弁明書が提出された。

4 事実の調査

関係書類の調査及び関係職員からの事情聴取により得られた結果は、次のとおりであった。

- (1) 本件に係る開発行為は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、平成30年5月25日付けで開発行為許可申請書が愛知県知事に提出され、平成30年7月10日に許可を受けて、北名古屋市六ツ師大島69番ほか33筆に開発面積14,432.10㎡で工場を建設するものである。
- (2) 本件は、法第32条の規定に基づく協議により、開発区域周辺の開発道路を整備している。
- (3) 平成28年から平成30年までの間に、北名古屋市と地元代表で六ツ師大島地区の開発に係る協議及び打合せを8回実施している。
- (4) 廃止道路と廃止水路の合計と開発道路との面積差が発生したため、面積差分の

281.64㎡を市から開発者に8,945,731円で売却した。この売却単価は、開発者が地主から購入した単価と同額の1㎡当り31,763円とした。

- (5) 法第40条第1項は、従前の公共施設に代えて新たな公共施設を設置する場合の土地の帰属について規定しており、公共的な施設を整備すべき義務を果たしたことに関連して、代替的な機能を有する公共施設が設置される場合は、その敷地と従前の公共施設の敷地が当然に交換されるものとして整理することが、事務処理上便宜であると考えられるので、国有財産法及び地方公共団体の財産処分に関する法令についての特例として定められた規定である。
- (6) 法第40条第1項中の「新たな公共施設の用に供する土地」について、国土交通省及び愛知県に確認した結果、法の趣旨からは、公共施設を付け替えし、幅員を拡幅することが法第40条第1項に違法するとの回答は得られなかった。
- (7) 都市計画法第32条の規定に基づく協議申請書の添付書類には、廃止した道路及び水路は「従前の公共施設一覧表」に記載され、「新設する公共施設一覧表」には付け替えて拡幅する道路及び水路が記載されており、開発許可申請の結果、平成30年7月10日付けで許可されている。

5 判断

- (1) 廃止した道路、水路の付け替えに係る法第40条1項及び第2項の違法性について

法第40条第1項で規定する「新たに設置された公共施設が従前の公共施設の代替的な機能を有するもの」であれば、その土地と従前の公共施設の土地は当然に交換されることが事務処理上合理的であるとして、国有財産法及び地方公共団体の財産処分に関する法令についての特例として定めている。

本件は、交換する公共施設用地が存在するので、法第40条第1項の適用が適当であり、同条第2項の適用は該当しない。また、法第40条第1項中にある「新たな公共施設が設置されることとなる場合」及び「これに代わるものとして設置された新たな公共施設の用に供する土地」の解釈については、国、県の回答及び都市計画法の開発許可に関する各種実務手引を確認した結果、違法であるとは言えない。

- (2) 公有財産（道路）を交換などの手法により、無償で処分することによる北名古屋市の損害について

都市計画法開発許可事務手引では、従前の公共施設に代わるものとして新たに公共施設が設置される場合には、その敷地と従前の公共施設の敷地を交換することが当然に認められており、開発者が道路整備をした後は市に帰属することが法第40条で定められていることから市は損害を受けていない。

結論

請求人が主張する六ツ師大島地区の開発に係る廃道及び廃水路処分について、756.50㎡を付け替えた行為は法第40条1項に基づくものであり、違法性は認められない。また、付け替え後の余剰分については開発者に売却しており、市は損害を被ってはいない。

以上のことから、請求には理由がないものとして棄却する。